

レセ電通信調 30009 号  
平成 30 年 5 月 7 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

オンライン請求システムにおける  
ASPチェックの変更について

オンライン請求システムにおけるASPチェックのうち、「L4717：同時算定できない薬学管理料が記録されています。」については、調剤点数表及びオンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）（以下「標準仕様」という。）に基づき、平成30年5月請求分からチェック内容を変更しておりますが、L4717 エラーが過剰に発生していることから、下記のとおりチェック対象を変更します。

記

1 エラー対象となる薬学管理料の組合せ

標準仕様の別表1「レセプト単位に同時算定ができない調剤行為項目」の記載に基づき、「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」と「薬剤服用歴管理指導料」の算定については、「レセプト単位に同時算定ができない」として設定している。

(別表1 「レセプト単位に同時算定ができない調剤行為項目」抜粋)

NO	区分番号	調剤行為項目	区分番号	調剤行為項目
2	区分13の2	かかりつけ薬剤師指導料	区分10	薬剤服用歴管理指導料 ※
	区分13の3	かかりつけ薬剤師包括管理料		

※ 臨時投与等を除く

2 チェック内容の変更

前1の「※臨時投与等」に該当する例については、レセプトの内容を確認の上、請求することが可能であり、正しく請求されている事例が多数であることから、チェック対象の設定を「レセプト単位」から「処方箋受付回単位」に変更する。

### 3 対応時期について

(1) 社会保険診療報酬支払基金分

本日（5月7日）夜間にオンライン請求システムに反映いたします。

(2) 国民健康保険団体連合会分

本日（5月7日）夜間に前2に係る処理マスタを各国保連合会へ配信いたします。各国保連合会において任意のタイミングでオンライン請求システムへ反映いたします。